

論文

# 長野県の地域史料に見る雑草イネ「トウコン」の起源 —近代以前稲作の二重構造—

福嶋 紀子

The Origin of Weed Rice ("Toukon") in Local Historical Documents in Nagano Prefecture:  
The Dual Structure of Pre-Modern Rice Cultivation

FUKUSHIMA Noriko

## 要 旨

長野県内の圃場では、1970年代から栽培稲品種とは異なる赤米系のイネが自生し、収穫米に混入する事例が問題視されていた。善光寺平周辺で「トウコン」と呼ばれているこの雑草イネの発生理由や、品種の起源は明確ではない。明治以前の稲作では、食味に優れた品種の栽培が領主からは奨励される一方で、生活を支える食糧米としては、天候不順や水不足にも強い強靱な多収穫米の栽培が求められる側面もある。近代以前の稲作の二重構造を、現代の圃場に発生する「雑草イネ」問題の遠因として分析した。また、現在の「トウコン」の呼称は、明治期の農業政策により塗り替えられたものと考え、近世までの稲品種の分布に再検討が必要な点を指摘した。

## キーワード

赤米 雑草イネ 稲作の二重構造 トウコン 禁制稲草

## 目 次

- I. はじめに
- II. 米生産の二重構造
- III. 農書に見る近世の水田経営
- IV. 信濃における赤米栽培の様相
- V. 多様な作付け品種
- VI. 近代の長野県農業政策に見える品種管理
- VII. おわりに

謝辞

## I. はじめに

現代の圃場では、作付けされた品種以外の「イネ」が水田内に広がり、収穫米に混入する事例が発生している。これらは田植えによって移植された銘柄品種などと異なり、まるで水田の中から自生してきたかのように現れ、作付け米の生育を追い越して成長し、どの米よりも早く登熟して自然脱粒するという特徴を持つ。籾の先に長いノギがある赤米で、脱粒性が高いため生産者が気付いたときにはすでに種子を周りに落としてしまっている。駆除の難しい厄介者として「雑草イネ」と呼ばれており<sup>1)</sup>、収穫米の品質を落としてしまうことで問題視されている。この「雑草イネ」の被害状況が、近年公にされるようになってきている。これまで「雑草イネ」は、全国的にその発生が少しずつみられてはいても、公然と取り上げられることが少なかった。その理由は、発生の要因が判明していず、その正体がわからないことと、駆除方法に有効な農薬等がなく、地道に手作業で取り除くしかないことなどから、この事態に本格的に対応できる農家が少ないと予想されたことなどである。

「雑草イネ」の駆除については、各県の農業試験場や中央農研機構の広報誌などで呼びかけられているが、ひとくくりに「雑草イネ」とされている自生品種が、稲品種のなかでどのように分類されるかという点については、まだ詳細な分析がない。

そもそも、移植栽培が主流となっている現代圃場に自生してくる「雑草イネ」品種は、総じて脱粒性が高く、稲種の中では野生の野イネの性質を強く持つことがわかっている<sup>2)</sup>。自然脱粒した種が圃場の中に残されることで、翌年に芽を出し、栽培品種の中に混入することが繰り返されていると考えられ、長野県内では1970年代からこの問題が取り上げられてきた<sup>3)</sup>。

なかでも特に重視されたのが、善光寺平の「トウコン」と呼ばれる赤米系稲の広がりであった。「トウコン」は、高い脱粒性と高い越冬性と強靱な発芽力などの特性をもって、善光寺平の乾田直播地域である篠ノ井・川中島・更北、芹田・古牧・大豆島・朝陽などで発生が見られている<sup>4)</sup>。通称としてこの呼び名で知られているが、品種名としてどのような漢字があてられるのか、またその由来についてもわからず、他地域の赤米系品種との違いも明確でない。

長野県内でも主に善光寺平で聞かれる赤米品種の呼び名である。

農学の分野では、「トウコン」の祖先について、近世の善光寺平で作付けされていた赤米系の品種が、現代圃場に生き残ったものであろうとの予測がなされており、本稿も基本的にその推測に従うものである<sup>5)</sup>。

加えて検討を試みたいのが、通称として使われている「トウコン」が、具体的に近代以前のどのような稲品種に起源をもつものなのか、歴史史料からアプローチしてみることで、種としての性格の一端を知ることができるのではなかろうかという点である。現代の圃場への混入が繰り返される経緯は、農業機械の共同利用などが原因と考えられているが、栽培稲より早く脱粒する特性から、一斉駆除が不可能で、手摘みで一株ずつ駆除するしかない「雑草イネ」の起源を探することは、長野県の農業試験場でも古くからの課題となっていた。

一方で近年は、歴史学の面からも水田で栽培される稲品種の分析が進んでいる<sup>6)</sup>。日本列島の水田では、縄文時代の晩期頃には稲作が伝来した可能性が指摘されているが、日本列島に伝えられて以降様々な品種が栽培されてきたことが明らかになった<sup>7)</sup>。古くから食糧とされてきた稲は、多様な品種を栽培することによって、平安時代から江戸時代までの自然災害や気候変動を乗り越えることを可能とした。

飢饉時には飢えをしのぐための救荒作物が探し出され、天候不順に対応するために農作業の方法も見直しがなされた。天候不順に強い稲の作付けも、こうした取り組みの一環である。こうした取り組みは近世になって各地で著されるようになる農書の中で描かれ、水田稲作でも地方の特性に応じた栽培の工夫がなされたことが注目された。

本稿は、地域に残された歴史史料から、江戸時代に県内で作付けされていたと考えられる稲品種を探し出し、現代の圃場で問題となっている「雑草イネ」である「トウコン」の起源となる稲がどのように栽培されていたのかを検証しようとするものである。

## II. 米生産の二重構造

日本列島上の稲作水田面積の拡大は、近世に至るまで国策として取り組まれてきた。中世の荘園年貢

でも米を納めさせる領主は多く、中でも京都の東寺領の荘園では、荘園内の水田面積を調査する検注作業を踏まえて、荘園ごとの年貢額を確定し、毎年の米年貢納入額が決められている<sup>8)</sup>。これらの荘園の米は、荘園付近の地方市場で換金されて京都に運ばれる。歴史上、鎌倉末期から現物納に代わって年貢の代銭納が見られるようになるが、東寺はこの流れをうまくとらえて米年貢を中心とした荘園の経営に乗り出した領主ともいえる<sup>9)</sup>。この時の米と銭の換金比率を和市といい、領主にとっては米の収穫高とともに大きな関心事である<sup>9)</sup>。

中世の有力な荘園領主でもあった京都の東寺は、毎年の米収穫量と和市に基づいて納入額を計算し、規定の年貢が完済されているかを確認し、不足分は荘園側の未進として改めて納入を求める。いくつか所有する荘園の中でも、播磨国矢野荘(兵庫県相生市)からの年貢をまとめた南北朝から室町期の散用状には、通常の比率で現金化される米の品種のほかに、換金率の低い「大唐米」と呼ばれる品種に伴う収入が計上されており、「大唐米」と呼ばれた特定の品種は、売値は安いながらも年貢米として一定量の生産が認められていたことがわかっている<sup>10)</sup>

この「大唐米」は、室町時代に普及した新たな稲種として農村経済の成長を促した作物であり、このころ繰り返された飢饉の救荒作物として、重用された。室町時代から始まる稲品種の改良と立地適用型の品種選択が、この時代の農業の発達をもたらしたという視点は、高校日本史の教科書でも取り上げられるようになってきている<sup>11)</sup>。「大唐米」は平安時代に中国大陸から導入され、南北朝時代以降広く日本列島に普及するインディカ系の長粒品種であると考えられてきた<sup>12)</sup>。天候不順や作付け地の環境を選ばず、中世後期以降各地で行われた新田開発でできた水利条件が不安定な耕地でも、作付けが可能な品種として、用いられたという<sup>13)</sup>。さらに大唐米は、近世になっても作付け地域を拡大し、九州地方を中心として、西国方面で「唐干」「唐乾」「法師子」「トボシ」と呼ばれながら作付けされていた。これらの品種が中世の矢野荘散用状に見える赤米系の「大唐米」に起源をもつと考えられているが、中世では年貢として上納されていた「大唐米」系の赤米が、近世になると一転して領主への納入を前提とした生産米からは除外される。かつて深谷克己氏は、近世圃場で栽培

されている赤米系の品種について、米市場では高値で売れる良質な白米の栽培が領主から求められ、栽培品種としての赤米系品種は近世の圃場から排除されていくとした<sup>14)</sup>。

しかし一方で、赤米系品種は自然災害に強い点で完全に消滅できない側面も持っている。江戸幕府が飢饉に備えて困米を各村に備蓄するよう命じたのは、天明の飢饉を経験した後、松平定信の寛政の改革であった<sup>15)</sup>。食糧となる米の不足により江戸時代に打ち続いた飢饉は、一方で米が市場での換金を経て消費階級である武士などの生活を支える税収の中核であったことが要因でもある<sup>16)</sup>。良質米栽培に偏った各藩の農業政策が、気候変動に弱い生産現場を作り出してしまったことになる。

ところが実際には、富士山、浅間山などの噴火も含めた甚大な自然災害を経ることによって、安定的に供給できる食糧米の生産が不可欠であることを農民は知っていた。地方の村の水田では、市場で高値取引をされる白米生産と、天候不順にも強い粗悪米と、相反する米品種の作付けが求められていた。自然災害への対応として、収穫時期の異なる複数品種を作付けたり、作付けする土地の条件などを考慮しながら品種を導入したり、という農家自身の努力が、江戸時代の農事日記の中には描かれる。こうした農業技術に関する情報は、日常的な人的交流によってもたらされる。命の危機、家存続の危機に直面した近世百姓は、後世の子孫に対して、集めた情報を書き記し、農書や農業日誌として飢饉を生き延びる術とした<sup>17)</sup>。

### Ⅲ. 農書にみる近世の水田経営

江戸時代の古老が書き残した多くの農書は、西洋的な近代科学の影響を受けていない農民が、日本の農業の技術面を中心に記述した著書である。農業労働に携わりながら、家の子孫のため、地域のために日々の記録を書き残した農書は、中国農書の影響を受けながらも、蘭学や洋学などの欧米の研究成果を反映しない点で、明治以降の近代科学と大きく異なる。

元禄年間に刊行された、宮崎安貞の『農業全書』以降、全国の村々では、狭い範囲で普及した自家限定、地域独自の農書が数多く作成された<sup>18)</sup>。これらの農書は少なからず『農業全書』の影響を受けながらも、

地域の特性を反映させた作物や品種の栽培方法を、実際の耕作に即して検証している点で貴重な記録である。

歴史学では1970年代から、古島敏雄・宝月圭吾などの日本経済史の研究者からその重要性に対する提言がなされ<sup>16)</sup>、農山漁村文化協会(農文協)では全国に残る農書類の発掘と翻刻がなされ、『日本農書全集』として刊行された<sup>17)</sup>。

長野県内では、近世の更級郡岡田村の寺沢家に残る「農業耕作万覚帳」<sup>18)</sup>が、川中島の西側に位置した岡田村の農業経営の様子を描いている。同村は川中島の多くが松代藩領である中で、塩崎村はじめ岡田村・中水鉋村などの8か村とともに上田藩の飛び地、幕府領、上田藩領を経て幕末に至る。

岡田村はじめ周辺の川中島の村々は、米生産量が卓越し、岡田村寺沢家の明治初年の米生産量は2044石余で、村高の1453石を上回っている<sup>19)</sup>。同地域の米生産量を支えていたのが、安定した収穫の確保を保障した稲作であった。

同じく川中島に位置する中水鉋村の享保7年(1722)の明細帳によると<sup>20)</sup>、同村は犀川に取水口を持つ犀口堰から取水し、稲品種として「永楽」「こぼれ(三介)」「こぼれ餅少々」の作付けが確認できる。川中島周辺では、近世中期以降には木綿、菜種栽培などが水田域にも広がるが、それでも米が生産物に占める割合が卓越している点は変わらない。

寺沢家文書によると、同家の農業経営の中でも稲作技術に関する言及は多いが、残念ながら稲品種についての記述は見られない。耕地条件として似通った中水鉋村と同様、「こぼれ」が作付け品種に含まれていたであろうことが想像される。寺沢家は上田藩への献上金など優れた経済力を背景に、苗字帯刀、庄屋格の格式を得ながらも、跡継ぎの急死による家継続の危機に直面し、後継者養成のために急遽作成されたのが、本農書であった<sup>20)</sup>。

川中島岡田村の農業経営で、家の継続と繁栄の中心となったのが、「こぼれ」を含む米生産であった。同地域には、乾田地帯が広がり、麦との二毛作も行われ、近代以降では、田植えによる移植栽培をしない乾田直播という方法で稲作が行われた地域でもあり、現代の「雑草イネ」の問題地域とも重なってくる。

## IV. 信濃における赤米栽培の様相

粗悪米の赤米は、近世領主層の良質米志向にもかかわらず、村の生活と生産労働のカロリーを賄う米として残されている。領主からの禁止命令にもかかわらず長野県内で作付けされていた米品種を善光寺平、松本平、小諸周辺の様子から見てみたい。

### 1) 松本平の場合

松本藩に納入される品種として、真粳と「こぼれ(溢)」と2種類あったことが知られている<sup>21)</sup>。脱粒性が高いことからこの呼び名がある「こぼれ」は、赤米系の粗悪米であるが、松本藩の城詰米として納入され、凶荒に備えて備蓄されたのちは家臣団への給付米として払い捌かれる<sup>22)</sup>。一方、米市場で高値を付ける真粳は、参勤交代で江戸詰めとなっている松本藩士の消費生活を支えるため、江戸回米に回されることが多い。良質米を江戸の米市場に回すことで、少しでも換金率を高める必要があった<sup>23)</sup>。

松本藩水野氏の時代の貞享3年(1686)に起こった松本藩領の百姓一揆は、安曇野扇状地に広がる用水不足の水田で、「こぼれ」品種を栽培していた村々が起こした一揆である。関連村々は現在は拾カ堰の水係地域であるが、一揆発生当時はこの有力なヨコ堰が開削されておらず、水の乏しい扇状地の水田域で、作付けられる稲の品種は「こぼれ」に限られていた。松本藩は「こぼれ」での納入を認めながらも、年貢の納入準備の段階で、粳の穂先につくノギを足踏みで落とすことを命じている。より多くの米を俵に詰めさせる作業は、農民にとっては余分な手間であり、加えて俵に封入する粳も増量される。飢饉に直面する村々に対して年貢米の増量を図る領主に対して、引き起こされたのがこの一揆であった。

松本藩では圃場への作付け品種は、領主の管理の対象であり、筑摩郡下今井村では、文久3年(1863)の書付<sup>24)</sup>で、「当村田方植付候稲草、左之通ニ奉申上候」として、早稲品種では越後白葉、中稲品種では上野白葉を5月5日から16日の間に植え付けたことを、同村の村役人が申告している。ただしこの年は早魃であったため多少の遅れがあったことなどの記載から、村による生産圃場の管理が行われていたことがわかる。

安曇野での「こぼれ」粳の納入を巡る農民側の訴えは、用水不足で良質米を作ることのできなかつた

安曇野の村々の生活の現状であり、このような地域に「こぼれ」の作付けを認めざるを得なかった松本藩の農業政策の揺れともいえよう<sup>24)</sup>。

同じく松本藩領大町組上一本木村では、「京こぼれ、もち、飛騨わせ、すすめあわせ、高遠、さらい、ひだしらは、京ざらい、三介、すすめ早稲、あぜ越、おちよ餅」が作付けされていた記録が大町組大庄屋清水家文書の中にある<sup>25)</sup>。上一本木村は高瀬川上流の右岸地域に広がる耕地を持つ村である。松本藩で問題となった「こぼれ」に類する品種として「京こぼれ」があるほか、早生品種や餅品種など複数の種をあわせて自然災害に対する危機対応が図られている。中でも注目されるのが他地域でも栽培がみられる「三介」という品種である。

## 2)小県郡の場合

東信の小県郡上塩尻村(現上田市上塩尻)の「庄屋用事集」<sup>26)</sup>によれば、「当時稲草、赤くしだ、白くしだ、京わせ、い勢わせ、湯殿山わせ、京見出し、四国わせ、弘法わせ、大三助、稗間三助、越後三助、白もち、清水割餅、ささへ取餅、右の稲草多く用、乍去連年違作故追々上稲あしく、早稲手毛稲よし、気候あしき年ハ諸種物わせよし、苗間取扱植付の事ハ色々考有之、別紙に記之」とあり、小県郡域の作付け米の中にも「～三助」という品種が複数書き上げられている。

これは粳米系の品種と考えられ、「乍去連年違作故、追々上稲悪しく」とあるように、うち続く違作のために上質な稲が作れない代わりに作付けされた、悪天候にも強い品種だったのだろう。天候の不順に備えるために、収穫時期を早める早稲米を複数導入するほかに、強靱な品種を併用して違作に備えたと考えられる。

## 3)善光寺平の場合

善光寺平に目を転じると、先にみた享保7年の松代藩領「更級郡氷鉤村明細帳」<sup>27)</sup>で作付品種として、「稲種 永楽、こぼれ(三介)、こぼれ餅少々」をあげていることを確認した。更級郡川中島氷鉤村では、「こぼれ」は「三介(助)」と同種とされている。

そもそも「こぼれ」は粳の脱粒性が高い状態を称してつけられた呼称であり、特定の稲品種というよりも、その品種の持つ特性を示していると考えられるが、この性質を持つ稲が「こぼれ」と称されている事例は、長野県内以外でも検出されている<sup>28)</sup>。

善光寺平に多くの所領を持つ松代藩では、享保年間に藩の財政の窮乏から、御用商人八田家に対して大名貸を申し込んでおり、巨額の借金をせざるを得ない状況であった。八田家文書によれば享保11年(1726)3月の、「粉子前金請取申事」に、きたる秋に収穫される予定の年貢米をかたとして、春の段階で前金の500両を借り入れ、11月に収穫された米を換金して返済する契約を八田家と結んでいる<sup>29)</sup>。署名者の中には、松代藩の改革を推し進めた恩田木工の名も見え、換金場所は中町など城下町の米市場としている。

松代城下町の穀相場は、八田家文書の「領内相場取調申上書一括」<sup>30)</sup>によれば、餌差町、中町、荒神町、鍛冶町のそれぞれの米相場の平均を算出した「御城下町平均」が参考とされる。売買される米穀品種は「真粉」と「覆粉」があり、「覆粉」は同史料で「こぼれ」と読んでいることから、松本平でも栽培された「こぼれ」品種に近い性格のものであろう。「真粉金拾両付六俵、覆粉金拾両付七俵、両様平均六俵式斗五升」とあり、総じて覆粉の価格は安い。

領内で収穫された「覆粉」は、市村、妻科村、上松村、北郷村、北徳間村、吉田村、北平林村、北長池村、西和田村、南長池村などから八田家に納められている<sup>31)</sup>。村から納入される米の全てが覆粉での収穫となっていて、借入金の返済などの確実な収穫が求められる場合には覆粉のような、天候の影響を受けにくく、収量の安定した品種が求められていたものと考えられる。

## 4)小諸の場合

近世の小諸藩領では、作付け品種への領主の介入が、領内巡検などの措置を伴って強力に行われている様子が見られる。

小諸藩領芝生田村(現在の小諸市芝生田)の寛政2年(1790)10月日「戌年三助粉并日限改帳」<sup>32)</sup>によれば、「右、被仰渡候通り、三助粉并日限宜敷無之候粉ハ、御定納ニわ一円相成不申候、若心得相違も有之候而、三助粉又ハ日限宜敷無御座候粉出シ候ハ、御穀取操方ハ不及申、名主役人立合、急度不残御吟味、右被仰渡候趣、奉承知、三助粉之義ハ御定納ニわ仕間敷候、為年致印判置如件御座候」とあり、「日限宜敷無御座候粉」つまり、収穫時期が合わず未熟な収穫米と、「三助粉」と呼ばれる米は年貢として上納することが禁じられていた。

年貢としての上納が憚られるこの「三助粉」について、同家史料の寛政4年(1792)「稲草御法度申渡」<sup>註13</sup>では詳細な記載がある。「覚 稲草之内ぬめくろ四穂と申粉有之、上納粉ニ植付候ても不苦候様ニと旨、相伺候村方候得ハ、粉相改候度、御法度之三助四穂、今四穂ニ似寄、至て紛敷候ニ付、めくろ四穂御持留メ被成候、」とあり、村に植え付けられている稲の内で、作付けが禁止されている「三助四穂」が上納米に混入することのないよう周知が求められている。

加えて禁制の対象となっている「三助四穂」は、作付けが許されているはずの「めくろ四穂」と見た目が似通っていて、粉改めの際に紛らわしく、見分けがつかいことから、「めくろ四穂」も作付けが差し止められることとなり、新たな禁制米の通知として、村々へはこの旨が周知徹底された。自家用消費に限って作付けるのであれば禁制対象ではないにもかかわらず、禁制米である「三助四穂」と見分けられないという理由でこの品種が植え付けられなくなったわけである。

この指示を受けた村々では、「覚 稲草めくろ四穂と申粉指出之許義、伺之上、紛敷稲草ニ付、右めくろ四穂仕付候義、御差止メ被仰付候、此旨惣百姓急度申渡シ万一心得違之者有之候ハ、一通りニ者相済間敷候」として、藩からの申達に対して、禁制米を作付けするような心得違のないよう、村々連印でこの旨を了承することが求められ、各村役人の証判がこれに続く。

この命令はさらに徹底が図られ、2年後の寛政6年(1794)には、「芝生田村御法度稲草相改銘々請印帳」<sup>註14</sup>では、「御尋ニ付申立候事、段々御法度稲草之義似合候趣、御不審御座候所、私共銘々手作仕候稲草、尤えか赤く候得共、御法度之稲草ハ決て作り不申候、右私共手作仕り候稲草ハ、ひめ白、さなだ、よふばん、そうよふ、親まさり、柏木よふ、手作仕候外ハ白米粉已無御座候、右之粉似合候趣ニて、此末ご不審御座候ハ、其節銘々罷出相分ケ候処ニ、急度申訳可仕候間、粉にて御納所被 仰付可被下候、銘々相異無御座候ニ付、請印指出申候、」とあり、作付け品種に不信を抱く藩に対して、村々では現在作付けている稲品種の書上を作成した。

芝生田村で作付けされている「ひめ白」「さなだ」「よふばん」「そうよふ」「親まさり」「柏木よふ」などの品種は、白米に属する品種であり不信を抱くにはあた

らない、としているが、粉の状態での見た目が「尤えか赤く候得共」とあり、粉に赤みの残る品種であることがわかる。

芝生田村では、水田ごとに作付けた品種を書き上げ、百姓押印のうえ田植えが終わる5月、6月の段階で藩への報告をしている。しかし、禁制の対象となっている品種でも、自家用米としての栽培であれば許されていた。寛政5年(1793)には収穫の時期を迎える9月に「田方御検分ニ付三介稲草書上帳」を作成し、村内8か所の水田で、「右之者、種等不足ニ付、無扨三助稲草手前遣ニ少々宛植付申候」<sup>註15</sup>として、稲の不足に伴ってよんどころなく「手前遣」(自家用米)に限定した作付け許可の事例がある。村内での作付け品種については厳重な管理がなされていたが、一方で先の寛政4年(1792)の「稲草御法度申渡」<sup>註16</sup>では続けて「手前用ニ勝手次第ニ候得共、若不作ニ而見分等相願候も、都而御法度之稲草仕付候分ハ見分相除キ御引方無之筈ニ候、此旨為心得相触置候、上納ニ交り等有之候ハ、名主役人不入念ニ可相成候」とあることから、手前使いで禁制稲草を作付けても飢饉時の年貢米の減免対象とはならない代わりに、上納米以外の米作については、領主管轄の範囲外で、村の管理に任されていた点も指摘できる。

芝生田村で作付けされていた品種の中には、粉の状態でも赤みが残るものが複数含まれていたため、禁制の対象であった「三助粉」と紛らわしいと考えられたのであろう。これらから考えても「三介(三助)」は粉に赤みが残る品種であったと考えられる。

領主への上納米を生産することが近世百姓の生業であることはもちろんであるが、実際には米が生産される圃場の中では、ここまで見てきたような背に腹は替えられない二重構造から成り立っていた。

以上をまとめると、近世の水田に作付けられていた米品種の中で、小諸の「三助」は領主から作付けが禁止される禁制米であるが、自家消費米としては作付けが許されている。安曇野の「こぼれ」と「三助」、善光寺平の「覆粉」(こぼれ)と「三助」は年貢米として認められながらも販売価格は真粉より安い。ところが松代藩が借入金を返済するために、秋の確実な収穫を保障する覆粉を、村々から八田家に納めさせるなど、近世社会の経済を下支えする米としての赤米系品種の存在は大きい。近世の水田における「赤米排除」は、実態の部分では年貢米に限定される現

象であり、生活レベルでの米生産の実態とは程遠いものであった。

これまで見た範囲では、各地で作付けされた品種の中で、自家食糧用の手前使い品種としては、「こぼれ」「三助」などをあげることができ、善光寺平でみるようにこの種の品種の栽培は、農家の栽培作物の中でも中核的位置にあったといえることができる。

善光寺平で作付けされていた赤米品種は、現在では総じて「トウコン」と呼ばれている。これが現代圃場に混入し生産者の頭を悩ます原因となっている。善光寺平で採取される脱粒性の高い赤米品種であるが、実はこの「トウコン」の実態がよくわからない。本来どのような漢字があてられた品種なのか不明である。近世史料からこれに相当すると考えられる品種を探してみたい。

## V. 多様な作付け品種

長野県内の近世史料を追跡すると、農家の生産努力の賜物として現れる多様な米品種に触れることができる。品種名は現代のように固有の名称とはなっていないので、同一の品種と考えられる稲の名称が、地域によって異なる場合もあり、簡単に特定できないものもあるが、稲の呼び名の中には、その産地や生育や見た目の形状などの特徴を示す名称が伝えられているものもある。

享保12年(1727)の高遠藩による「産物書上帳」には、早稲・中稲・晩稲・餅米などの分類とともに多くの稲品種が書き上げられている<sup>27)</sup>。

「早稲：しろわせ、あかわせ、あをわせ、やようか、はびろわせ、かうはしわせ、たけだわせ、てらわせ、やまむろわせ、にらのもと、きじのを、はらやまわせ、えちごわせ、をのわせ、いせわせ、たかわせ、ぜんくわうじわせ、こごまわせ、でわいせ、たんばわせ  
中稲：ばんどう(しらいね、えちぜんわせ、彦十郎共申候)、みつけ(のをしらば共申候)、しらは、よほ、えつちうしらは、よほしらは、ふたふし、やましらは、やまのた、おほだま、甚右衛門こぼし、こほうし、かはいしらは、しらかわ、いせまる、ふたほ(借金なし共申候)

晩稲：かづか、さいこく、みだし、ぜうこく、そぎ、かるこ、いぶか、めぐろ、えみ、まつぎか、こぼれ、

ふくしま、よそじろ、をうしゆう、えひらく、おほめぐろ、おいでほ

餅稲：ぢだた(とうしんこ共申候)、おほぢだま、あかもち(しみづもち共申候)、ほそもち(ござれもち共申候)、みねくだり(一ほせん共申候)、しらはもち、をぎそ、くろもち(あせこし、からすいね共申候)、壺本もち、もづみ、えどもち、ねりきん、おのもち、よほもち、づくね、みだりもち、そぎもち、かがもち、かすげもち \*名称、表記は史料の通り(筆者注)など、藩域の村々で栽培されている稲の書上となっている。原産の地名を冠している品種や、赤、白などの稲種または糊の色素の状態を示しているものもあるなかで、「ふたほ」という品種には、「借金なし共申候」という注記があり、多収穫品種は、まさに「一粒万倍」の期待をさせる稲であった。松本平、善光寺平でみられた「こぼれ」(溢)は、高遠藩領村々では晩稲品種として扱われている。

南信地方ではさらに、伊那郡虎岩村の平沢家文書の「種初おろし帳」から、享保16年(1731)以降平沢家で作付けた品種が書き上げられている<sup>28)</sup>。

「享保16年：えいらく・かが餅・きの国・そき

享保17年：えいらく・かが餅・きのくに・たんこ・そき・庄衛門みつけ・よほ

享保21年：永楽・かがもち・たなてらし・めぐろ・そき・あおわせ

元文2年：永楽・いせ丸・かが餅・さかりふた下・たなてらし・ふくち

元文5年：えいらく・かがもち・ふくち・さかりふた下・久保田・ひるみ

延享2年：ふくち・ひるみ・もち・永楽・久保田・大せきみつけ・

延享3年：ふくち・えいらく・うら・大せきみつけ

寛延3年：えいらく・かが餅・ひるみ・しろふくち・くろふくち・しろもち・大せきみつけ・さかりふた下

寛延4年：えいらく・うらぬまた・かが餅・しろふくち・ひるみ・しろふくち

宝暦5年：くろふくち・いせ丸・かが餅・しろふくち・大せき見付

明和4年：しま山うら・ふた下・うら麦田・みよし・ひるみ麦田・白もち・いせみやけ

明和5年：ないぎさいこく・いせみやけ・はやもち・うらふた下・ひるみぬま・白もち

＊名称、表記は史料の通り(筆者注)】

平沢家の稲作の様子なので、毎年作付け品種を部分的に変える工夫がみられる。これは近世農書の多くが指摘するように、同一品種を作り続けることが連作障害につながるといふ考えが実行されていたためであろう。

さらに南信濃の大島山村(現在の高森町)大洞家の「養蚕諸作物留帳」<sup>29)</sup>でも、近世末期の作付け品種を知ることができる。

- 「嘉永7年：こぼれ・赤千石・みの坊主・諏方見付・赤餅  
 安政2年：はやこぼれ・赤餅・赤千石・美の坊主・すハ見付  
 安政3年：こぼれ・赤餅・石州・美濃坊主・赤千石  
 安政4年：こぼれ・赤千石・石州・美濃坊主・赤餅  
 安政5年：早こぼれ・赤千石・石州・美濃坊主・赤餅  
 安政6年：早こぼれ・美の坊主・千石撰穂・赤千石・赤餅  
 万延元年：美濃坊主・こぼれ・赤餅・赤千石・つつる  
 文久2年：みの坊主・はやこぼれ・赤千石・島坊主・赤餅  
 文久3年：島坊主・早坊主・早こぼれ・美濃坊主・赤千石・つつる・赤餅  
 元治元年：早こぼれ・早坊主・赤餅・島坊主・赤千石・美の坊主  
 慶応元年：こぼれ・みの坊主・千石・しま坊主・赤餅」

史料からだけでは特定できない品種名もあるが、両家ともに必ず複数の稲品種を作付けている。連作を避けるという意味と、おそらく作付け時期や収穫時期をずらすことで、農作業の繁忙期を分散させる目的のほかに、植付後の稲の生育に及ぼす風水害などの悪天候の影響を分散させることで被害を最小限に止めるという策がとられたのであろう。各家が書き綴ってきた農業日誌などから、周期的な天候や気象の変化に対する経験則や、予測される天候に対応するための最良品種に関する情報などを集め、それを実践する篤農家の知識がある。

近世史料から追跡することのできる作付け品種は、簡単には描き切れないほど多様に存在しており、これらの江戸時代の史料にみられる稲品種の特性を描き出すことは、本研究の将来的な課題である。

本稿で追跡した作業の中で、確認しておかなければならないこととして、現代の善光寺平で猛威を振るう「トウコン」の起源について明らかにすることである。

「トウコン」の起源を、江戸時代に九州や関西を中心に栽培されていた大唐米系の「唐干」「唐乾」の稲と考える立場に立てば、近世の信濃国内の栽培品種の中で大唐米系の品種が広範囲に作付けられていた可能性を想定する必要がある。県内の稲作関連史料の調査を始めた時には、起源となっている「唐干」を探すことを第一の目標として史料調査を行った。ところが、村鑑、農家の農事日記、作付け記録などの史料の中から、善光寺平の「トウコン」の起源にあたりと考えられる「唐法師」「大唐米」系品種を探し出すことができなかった。

「トウコン」の性質に近いものとしては、「覆粉」「こぼれ」「溢」「三助(三介)」が該当するが、これらが大唐米系の名称をまといながら近世史料に現れることはなかった。

とすると、改めて「トウコン」とはいったい何者なのか。

## VI. 近代の長野県農業政策に見える品種管理

松本平・善光寺平などで顕著にみられた赤米系品種は、近世の米生産の二重構造の中で人々の命と経済を下支えした。しかし、近代の農政の中では新たな農業技術の導入とともに、米生産の在り方が根本的に見直された。それまでの村の老農・篤農の知恵を生かした農業技術の改良と普及という方法は明治政府による取り組みの中で、科学的な技術刷新へと舵を切り、西洋的農業技術を参考にした新たな手法が発展する。

明治政府は大久保利通による内務省の設立と農業政策の推進の中で、新たな農学士の養成を急務として、内藤新宿などに植物栽培、牧畜、外国産種苗、果樹などの試験場を建設し、札幌農学校などの教育施設の拡充も図った。明治14年(1881)には大日本農会が設立され、農事通信等を通じて欧米の農業技術に関する情報が導入された<sup>30)</sup>。

一方で、村の老農による口伝的農業技術が明治初期の農村では主流という状況で、地方農村では老農



と近代農法を主導する農学士とのせめぎあいもあった<sup>31)</sup>。しかし、西南戦争による膨大な財政支出を契機として、模範奨励的な勸業政策から、老農依存型の勸業政策への転換がはかられ、「農事巡回教師」が選任されて、各県に派遣された。明治20年代、長野県には福岡県出身の巡回教師である林遠里が派遣され、稲作改良に当たった。林が各県で実践したのは福岡県式の農法の普及で、馬耕などの農業技術もこの頃に本格化する。

長野県では、小県・更科・埴科・上高井・上水内の各郡で試験田を設置して改良法と在来農法を比較しながら、明治30年代前半までは、林による農法を受け継いだ実業教師による稲作改良が行われたという<sup>32)</sup>。苗代の改良に関する報告では、「本区域ニ於ケル苗代ハ主トシテ陸苗代ニシテ、耕種上ノ一大特徴トモ謂フベク、其ノ由来ハ詳ナラザレドモ、古クヨリ行ハレタリ」とあり、乾田直播が行われていた北信の二毛作地域では畑苗代が特徴であるという<sup>33)</sup>。おそらく同地域の作付け品種は、江戸時代以来善光寺平に作られた「こぼれ」「覆初」などの呼び名の稲だったのであろう。残念ながらこの取り組みの中で、旧来の品種を何と呼んでいたのかは不明である。

その後、老農による農業技術に代わって、農事試験場による技術が各郡の農会を経由して農家に普及し、明治34年(1901)には農商務省の柳田国男が県下を巡回した。明治40年には、各地で稲の立毛品評会が行われるようになり、品質についても農産物品評会では、立毛・苗代・坪刈などの審査が行われ、成績報告のなかで種籾の播種量、施肥、田植え、害虫駆除など農業改良上の急務事項が指摘された。この頃には、農業技術や知識は普遍化され、県内農家に普及されていったものと考えられる<sup>34)</sup>。

旧藩政時代の赤米系の稲は、藩によって名称が異なるが少なくとも「覆初」「こぼれ」「三助」などの名称で呼ばれていたことが歴史史料から判明している。明治初期から行われた大規模な農業改革の中で、これらの名称が継続することはなかったのだろうか。明治期の新たな農政の転換の中で、農業技術と農作業に関する知識が県下で一般化されていった。当時長野県内で大量に生産されていた粗悪な赤米品種は、総じて品種改良の対象となったものと考えられる。これらを総称する名称として、「トウコン」が導入され、「こぼれ」「覆初」「三助」などの旧来の名称が

失われていった可能性は考えられないだろうか。

「トウコン」の語源と考えられる「唐干」は、江戸時代に栽培されていた稲品種が圃場に残留して現在も発芽し、雑草イネと呼ばれるようになったものなのだろうか。とすれば、現在の「トウコン」品種は大唐米系の特徴を示す可能性を持っているはずである。

はなはだ不確かではあるが、「トウコン」は、それまでの江戸時代の圃場で作付けされていた品種名称とは異なる名称として新たに導入された可能性を指摘したい。その根拠としては、「トウコン」の起源となると考えられる大唐米系の品種があるはずであるが、今までのところそれは「唐干」「唐乾」などしか思いつかず、長野県内でこれに類する稲品種は、近世の史料などでは探し出すことができなかったことである。

可能性としては、明治政府が派遣した農事巡回教師の林遠里の出自と、林が普及しようとした農法が、大唐米栽培の中心地ともいえる福岡県であることとの関連をあげることができる。農事熟達者として福岡県出身の巡回教師が、全国に派遣されたことの意義は、明治期の農政と九州稲作の視点から論じなければならないが、本稿では扱えない。林は、福岡藩士林直内の次男として天保2年(1831)に早良郡鳥飼村で生まれ、40歳のころに帰農している<sup>35)</sup>。林以外の巡回教師もほとんどが福岡県出身であったことは、当時の福岡県の農業の先進性を示しているという<sup>36)</sup>。

現在知られている赤米品種には、インド型と日本型の二系列があり、インド型赤米の多くは唐法師、大唐米、法師子などの名称で史料に現れる。中世の東寺領矢野荘の散用状以来、史料に現れるこうした品種は総じてインド型赤米品種と考えられてきた。しかし、日本では奈良時代からこれとは別系統の日本型赤米もみられ、この二つの赤米は並行して栽培されていた<sup>37)</sup>。近代以前の圃場の中で、この二系統の赤米の違いが明確に認識されていたのかという点について、かつて拙著でも疑問としてあげた。その理由として、現在大唐米と呼ばれる品種の中には日本型の赤米品種である熱帯ジャポニカ由来の品種が混在していると考えられることである<sup>38)</sup>。作付け品種が厳密に管理されていた江戸時代までの圃場と異なり、明治の農政改革の中では、斉一的な品種や圃

場の改良が推進された。この大転換の中で、それまでの地域の稲作情報の多くが断絶している可能性が指摘でき、近代以降に引き継がれなかった情報が多々ある中で、現在の伝承のみから稲作情報を拾い上げることは危険であると考え、その大きな理由である。

歴史学から推測される可能性の問題ばかりをあげてしまったが、最後に本科研の中心となる稲のDNA分析の手法が示す可能性から補足したい。

本稿作成の目的である日本学術振興会研究費助成事業、基盤研究では「プラント・オパール中の遺伝子情報を利用した稲作史研究手法の構築に向けた学際的研究」をテーマとしている。弘前大学石川隆二研究室では、日本に残る稲品種のDNA分析を進めている。更埴付近で採取されたいわゆる「トウコン」(長野市雨宮で採種、長野県農業試験場提供)と、大唐米の分析成果については、今後その結果が報告される予定である。現在の「トウコン」が、DNAレベルから見ても、「唐干」の系統には属すインディカ型品種であるか、日本型赤米の品種であるか、明らかとなろう<sup>39)</sup>。

善光寺平の赤米に対する「トウコン」という名称は、近代以降に他地域からもたらされた赤米品種の名称が適用され、現在のように使われることになったと考えられる。赤米系品種の分析に関して、現在の一般的な名称の分布を信じて、地域分布の状況などを無前提に分析することはかなりの危険を有することとなろう。歴史史料から見る限り、時空を超えた状況把握は事実を見誤る可能性が大であると指摘したい。

## Ⅶ. おわりに

米は古代律令制以来の主要生産物である。歴史史料に書かれている米は、年貢として納入され、領主と農民間のせめぎあいの象徴として古くから分析の対象とされながら、細かな生産実態までは掘り下げられることはなかった。ややもすれば、生産レベルでは品質の向上が常に図られて、生産段階では領主の求めに応じて食味の良い良質米を栽培する工夫が繰り返されて発展してきた、と考えてしまいがちである。

しかし、近代以前の圃場では、良質米への品種改

良の追求のみが行われていたわけではなく、現代的な理解でいえば良質米への改良という概念には逆行するともいえるような品種の導入も試みられていた。

松代藩の財政危機に際して行われた借り入れは、春の作付けののち、秋には確実な量を収穫できるという稲作サイクルに対する米相場の信頼関係で成り立っている。こうした秋の収穫に対する信頼に裏打ちされた経済関係は、確実な収穫をあげられる米があつてこそ成立するものであった。

近世では大規模な米取引として大坂堂島米市場で、「帳合米取引」と呼ばれる先物取引が行われていた。筑前、肥後、防長、広島と加賀米の生産米を「建物米」として、「帳合米取引」の基準米とした。江戸時代の経済をも左右するこれらの藩の米は、確実な収量を保障する米であり、関係する藩にとっては威信をかけた出荷であった<sup>40)</sup>。市場への提供米の安定的な生産を保障する米は、天候不順で大きく影響を受ける米ではなかったことに改めて注目する必要がある。

近代以前の米生産は二重構造である。それは、命と経済を守るために必要な生産構造であった。それがどのように維持されていたのかは、大唐米系の品種が多く残る九州地方の米生産を分析することで今後の課題としたい。

現代を生きる私たちは現代の圃場でしか稲作の様子を知ることはできない。地方に残る現代の水田風景が、そのまま前近代の稲作を彷彿とさせると考えるのは、大きな考え違いであった。食味を追求した銘柄米ばかりを栽培し、それでも米余りを生じるといふ現在の農政下の水田が、うち続く飢饉の中で命を長らえることに必死であった人々の暮らしを支えた前近代の水田と同じ景観であろうはずがないことを肝に銘じたい。

## 謝辞

この研究は、2019年から2023年度の日本学術振興会科学研究費助成事業、基盤研究(A)の交付を受けた「プラント・オパール中の遺伝情報を利用した稲作史研究手法の構築に向けた学際的研究」(研究代表 宮崎大学農学部教授宇田津徹朗、課題番号19H00542)の研究補助金をいただいて実施した成果の一部である。記して謝したい。

## 参考文献

- 1) 農研機構 HP [https://www.naro.go.jp/publicity\\_report/publication/files/zassoi.pdf](https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/files/zassoi.pdf) 「雑草イネまん延防止マニュアル」ver.2 中央農業総合研究センター(2015).
- 2) 盛永俊太郎, 「赤米の話 I～III」『日本の稲—改良小史—』筑摩書房, p.193-220(1957).
- 3) 宮島義彦・高橋信夫, 「長野県産赤米のトウコンについて」『農業技術』農業技術協会, 29巻10号, p.454-455(1974). 拙著1, 『赤米のたどった道—もう一つの日本のコメ—』吉川弘文館(2016).
- 4) 宮島吉彦, 「赤米の稲トウコンについて」『農業時報』農林水産省, VOL 57-No2, p.5-6(1974). 細井淳・牛木純・酒井長雄・手塚光明「長野県で発生した雑草イネ(トウコン)における脱粒性の推移と脱粒粉の発芽能力」『日本作物学会誌』77巻3号, p.321-325(2008).
- 5) 嵐嘉一, 「赤米の概念並名称」『日本赤米考』雄山閣, p.5-10(1974).
- 6) 平川南, 「古代の種子札に記載された品種名の多様性と変遷」, 佐藤洋一郎編『日本の稲品種考—木簡からDNAまで—』p.45-114, 臨川書店(2019).
- 7) 佐藤洋一郎, 『米の日本史』中公新書(2020).
- 8) 拙稿, 「勸農沙汰としての散用状」『歴史における史料の発見』平田耿二先生還暦記念論文集刊行会 p.445-470(1997). 拙著2, 『中世後期の在地社会と荘園制』同成社(2011).
- 9) 拙稿, 「矢野荘散用状に見える大唐米について」東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』, 東京堂出版(1999).
- 10) 拙著1, 『赤米のたどった道—もう一つの日本のコメ—』吉川弘文館(2016)
- 11) 改訂版『詳説日本史』山川出版社(2016年検定済み)など.
- 12) 宝月圭吾, 「本邦占域米考」日本歴史民俗論集『生産技術と物質文化』吉川弘文館, p.176-183, (1993).
- 13) 猪谷富雄・小川正巳, 「わが国における赤米栽培の歴史と最近の研究動向」『日本作物学会紀事』第73巻2号, p.137-147(2004).
- 14) 深谷克己, 「赤米排除」『史観』109, 早稲田大学史学会, p.2-13(1983).
- 15) 高澤憲治著, 人物叢書『松平定信』吉川弘文館(2012).
- 16) 古島敏雄編著, 『農書の時代』社団法人農山漁村文化協会(1980)
- 17) 『日本農業全集』全72巻, 1977年から1999年, 『明治農書全集』全13巻, 1983年から1986年まで刊行.
- 18) 岡田村は現在の長野市篠ノ井岡田地区, 『日本農書全集』第39巻, 社団法人農山漁村文化協会(1997).
- 19) 前注18), 『日本農書全集』39巻, 佐藤常雄「農業耕作万覚帳」解題, p.162-178(1997)
- 20) 前注19), 佐藤常雄氏解題.
- 21) 前掲拙著1, 『赤米のたどった道』吉川弘文館(2016).
- 22) 松本市行政管理課『松本市史』, 近世通史編, 第2章4節3「貞享騒動」p.387-402(1995).
- 23) 向山雅重, 「原家『作方覚帳』—信州筑摩郡洗馬郷本洗馬村原家の作付け事例—」信濃史学会『信濃』12巻6号, 1960年.
- 24) 筑摩郡下今井村桃井家文書, 文久3年5月「乍恐以書付奉申上候」国文学研究資料館所蔵.
- 25) 『長野県史』長野県史刊行会, 資料編中信地方(2), 弘化2年, 「上一本木村清水家田畑諸作取入帳」, 清水家文書, 長野県立歴史館所蔵.
- 26) 『長野県史』長野県史刊行会, 資料編東信地方第1巻(1), 「庄屋用事集」, 上田市上塩尻原家文書.
- 27) 『長野県史』長野県史刊行会, 近世史料編第4巻(1)南信地方, 享保12年「高遠藩領産物書上帳」, 高遠町進徳図書館所蔵.
- 28) 『長野県史』長野県史刊行会, 近世史料編南信地方第4巻(2), 享保16年～明和5年, 「種粉おろし帳」, 飯田市立飯田図書館所蔵.
- 29) 『長野県史』長野県史刊行会, 近世史料編南信地方第4巻(2), 嘉永7年～慶応元年, 「養蚕諸作物留帳」, 大洞隆家文書.
- 30) 國雄行, 「内務省の勸農政策(1873～1881年)—勸業所会の分析を中心に—」『社会経済史学』67-6, p.27-49(2002).
- 31) 西村卓, 『「老農時代」の技術と思想—近代農政改良史研究—』ミネルヴァ書房(1997)
- 32) 西村前注書, 7章「明治20年代長野県における林遠里稲作改良法の導入」同前書, p.235-285. 『長野県史』通史編近代(1), 「農業」.
- 33) 西村前注書, 昭和11年, 農林省農務局編纂『水稻及陸稲耕種要綱』, p.242.
- 34) 前注32), 『長野県史』通史編近代(1), 「農業」.
- 35) 西村前注書, 第2章「林遠里と勸農社」, p.37-84.
- 36) 西村前注書, 第3章「福岡県実業教師の派遣」, p.95-131
- 37) 柳田国男・安藤広太郎・盛永俊太郎他, 「赤米」『九州の赤米』, 『稲の日本史』筑摩叢書133, 筑摩書房, p.97-137(1969).
- 38) 拙著1「農書の成立と赤米の盛衰」『赤米のたどった道—もう一つの日本のコメ—』, 吉川弘文館, p.196-220, (2016).
- 39) 石川隆二, 「自然科学から見たイネの起源」『ユーラシア農耕史—モンスーン農耕圏の人々と植物』, 臨川書店, p.165-202, (2008).
- 40) 高槻泰郎, 『近世米市場の形成と展開』, 名古屋大学出版会, 2012年.

## 注

- 注1) 税収の中核として米を位置付けるが、米だけが年貢であったと考えるわけではない。代銭納が普及する鎌倉時代後期以降の中世荘園では、米年貢の荘園と布や塩の生産が主となる荘園など、地域特性に応じて生産物が異なる例もみられる。領主から米生産を命じられて納入をする荘園には、関連する文書史料が残

りやすい。東寺は荘園からの納入年貢がそれぞれの法会の費用と直結する形で管理されていたのでこの傾向は特に強い。米年貢の散用状が東寺領荘園に多いことは、東寺の特徴でもあるが、特に東寺領の経営が代銭納による米の市場での換金の活発化とともに安定化することなど、荘園領主としての東寺の特徴として改めて検討しなければならない。

注2 伊藤啓介は、鎌倉時代の末期以降の貨幣経済の拡大により、荘園年貢の代銭納化が進展したことで、「米の商品化」という形で流通経済が変化した結果、1280年代から始まる日本列島の寒冷化の中でも、飢饉の発生を示す史料が激減している状況に注目する（「大飢饉のない十四世紀—十三世紀の社会変化と飢饉への対応—」『気候変動から読み直す日本史—気候変動と中世社会』中塚武監修、臨川書店(2020)）。銭の普及によって防げたはずの飢饉が、近世社会ではなぜ、直接に生産農民を襲うことになるのか。本稿で課題とした稲作の二重構造の分析から追求したい課題である。

注3 松本市神戸丸山家文書、天保4年「違作書留帳」、松本市文書館所蔵。

注4 江戸時代に出版された貝原益軒による『農業全書』（初版は元禄10年、1697年）は、中国の明の時代に著された『農政全書』の影響を受けているが、「農本」（農は国の基）という固定観念にとらわれているわけではない。技術論を中心に施肥や灌漑の方法、種子の選択、耕種の適期、除草の方法、収穫などの稲作論と、商品作物の生産のすすめなど「百姓」の暮らしのあるべき姿を説く。

注5 青木家文書、享保7年9月「中氷鉋村明細帳」長野市立博物館所蔵。

注6 筑摩郡下今井村桃井家文書、文久3年5月「乍恐以書付奉申上候」、国文学研究資料館所蔵。

注7 青木家文書、長野市立博物館所蔵

注8 参考文献23) 向山論文。また柳田國男著『稲の日本史(上)』筑摩叢書133筑摩書房、1969年では越後平野の品種のひとつとして「こぼれ」をあげている。

注9 長野市松代八田家文書、享保年間「証文之事」1～21、国文学研究資料館所蔵。

注10 長野市松代八田家文書、明治元年「領内相場取調申上書」、国文学研究資料館所蔵。

注11 長野市松代八田家文書、年未詳、「覚」、国文学研究資料館所蔵。

注12 小県郡滋野村神津家文書、寛政2年10月日「戊年三助初并日限改帳」、長野県立歴史館所蔵

注13 小県郡滋野村神津家文書、寛政4年「稲草御法度申渡」、長野県立歴史館所蔵。

注14 小県郡滋野村神津家文書、寛政6年「芝生田村御法度稲草相改銘々請印帳」、長野県立歴史館所蔵。

注15 小県郡滋野村神津家文書、寛政5年「田方御検分二付三介稲草書上帳」、長野県立歴史館所蔵。

注16 前注13) 神津家文書、「稲草御法度申渡」。